

令和5年 第7回 宇都宮市教育委員会
付 議 事 件 表

令和5年5月23日

1 審議事項

議案番号	件 名	頁	会議公開 (予定)
議案第15号	令和6年度使用教科用図書の採択の基本方針について	1	○
議案第16号	宇都宮市生涯学習センター運営審議会委員の委嘱について	2	×
議案第17号	宇都宮市教育支援委員会委員の委嘱について	3	×
議案第18号	宇都宮市教育支援委員会への諮問について	4	○

2 報告事項

議案番号	件 名	頁	会議公開 (予定)
報告第29号	教育行政相談の内容と対応について	5	×
報告第30号	令和6年二十歳を祝う成人のつどいについて	6	○
報告第31号	宇都宮市教育支援委員会から答申を受けた対象者の就学先について	7	×

議案第15号

令和6年度使用教科用図書の採択の基本方針等について

令和6年度使用教科用図書の採択の基本方針，調査研究の観点（小観点）について，次のように決定する。

令和5年5月23日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

- 1 令和6年度年度使用教科用図書の採択の基本方針について（案）・・・別紙1
- 2 令和6年度使用教科用図書の採択に係る調査研究の観点（小観点）について（案）
・・・別紙2

<参考>

- ・令和5年度 教科用図書採択事務について・・・・・・・・・・・・参考1

（提案の理由）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき，令和6年度に使用する宇都宮市立小学校用教科書及び小・中学校特別支援学級用教科用図書の基本方針，調査研究の観点（小観点）について決定するもの。

- 参照 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条
学校教育法第34条第1項及び学校教育法附則第9条

令和6年度使用教科用図書の採択の基本方針について（案）

採択の基本方針

1 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、学習指導要領に示された教育方針や各教科の目標及び内容を基本とするとともに、国の教科用図書採択に係る考え方や県の教科用図書選定審議会の答申に基づく県教育委員会の調査研究資料を参考に、次の事項を観点として全ての教科用図書について調査研究を行い、本採択地区の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

〈調査研究の観点（大観点）〉

(1) 内容について

- ・ 教科用図書において取り扱う内容は、学習指導要領に示す目標及び内容について配慮されているか。

(2) 程度・選択・取扱いについて

- ・ 程度は、その学年における児童生徒の心身の発達の段階に適応しているか。
- ・ 話題や題材の選択及び取扱いは、学習指導を進める上で適切であるか。

(3) 構成・配列等について

- ・ 構成・配列等は、学習指導を有効に進める上で適切に配慮されているか。

(4) 上記以外の特徴点について

- ・ 内容、表記・表現等、上記以外の特徴点は何か。

令和5年度は、令和6年度から使用する小学校用教科書及び令和6年度に小・中学校の特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書について調査研究を行う。また、本採択地区の特色に即した小観点を教科・種目ごとに設定する。

2 採択の公正確保

教科用図書採択の公正確保について十分配慮し、いやしくも疑念をもたれることのないよう厳正な採択に当たる。

また、教科用図書採択地区協議会の委員及び調査員の選任に公正を期す。

令和6年度使用教科用図書の採択に係る調査研究の観点（小観点）について（案）
種目（国語）

県の観点	河内採択地区教科用図書採択協議会の観点（案）
<p>【大観点1 内容について】 小観点</p> <p>(1) 学習指導要領に示された目標・内容について配慮されているか。 ①理解力と表現力の育成 ②伝え合う力の育成 ③思考力や想像力の育成 ④言語がもつよさについての理解及び言語感覚を豊かにすること</p> <p>(2) 主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習及び指導ができるよう配慮されているか。</p> <p>(3) 読書習慣の形成に配慮されているか。</p> <p>(4) 我が国の言語文化に親しめるよう配慮されているか。</p> <p>【大観点2 程度・選択・取扱について】 小観点</p> <p>(1) 発達の段階、興味・関心について考慮されているか。</p> <p>(2) 補充的な学習、発展的な学習について配慮されているか。</p> <p>【大観点3 組織・配列等について】 小観点</p> <p>(1) 構成、配列、系統性について配慮されているか。</p> <p>(2) 他教科等との関連について配慮されているか。</p>	<p>【大観点1 内容について】 小観点</p> <p>(1) 学習指導要領に示された目標及び内容について配慮されているか。 ①理解力と表現力の育成 ②伝え合う力の育成 ③思考力や想像力の育成 ④言語がもつよさについての理解及び言語感覚を豊かにすること</p> <p>(2) 主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習及び指導ができるよう配慮されているか。</p> <p>(3) 読書習慣の形成に配慮されているか。</p> <p>(4) 我が国の言語文化に親しめるよう配慮されているか。</p> <p>【大観点2 程度・選択・取扱について】 小観点</p> <p>(1) 発達の段階、興味・関心について考慮されているか。</p> <p>(2) 補充的な学習、発展的な学習について配慮されているか。</p> <p>【大観点3 構成・配列等について】 小観点</p> <p>(1) 構成、配列、系統性について配慮されているか。</p> <p>(2) 他教科等との関連について配慮されているか。</p> <p>【大観点4 上記以外の特徴点について】 小観点</p> <p><u>(1) ユニバーサルデザイン化の視点について配慮されているか。</u></p> <p><u>(2) その他の特徴点は何か。</u></p>

種目(書写)

県の観点	河内採択地区教科用図書採択協議会の観点(案)
<p>【大観点1 内容について】 小観点 (1) 学習指導要領に示された目標・内容について配慮されているか。 [1・2年] 「姿勢」, 「筆記具の持ち方」, 「点画の書き方」, 「文字の形」, 「筆順」 [3・4年] 「文字の組立て方」, 「漢字・仮名の大きさ」, 「配列」, 「点画の書き方」 [5・6年] 「目的に応じた書き方」 (2) 主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習及び指導ができるよう配慮されているか。 (3) 挿絵や写真等は, 内容に対応した適切なものであるか。</p> <p>【大観点2 程度・選択・取扱について】 小観点 (1) 発達の段階, 興味・関心について考慮されているか。 (2) 補充的な学習, 発展的な学習について配慮されているか。</p> <p>【大観点3 組織・配列等について】 小観点 (1) 構成, 配列, 系統性について配慮されているか。 (2) 他教科等との関連について配慮されているか。</p>	<p>【大観点1 内容について】 小観点 (1) 学習指導要領に示された目標<u>及び</u>内容について配慮されているか。 [1・2年] 「姿勢」, 「筆記具の持ち方」, 「点画の書き方」, 「文字の形」, 「筆順」 [3・4年] 「文字の組立て方」, 「漢字・仮名の大きさ」, 「配列」, 「点画の書き方」 [5・6年] 「目的に応じた書き方」 (2) 主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習及び指導ができるよう配慮されているか。 (3) 挿絵や写真等は, 内容に対応した適切なものであるか。</p> <p>【大観点2 程度・選択・取扱について】 小観点 (1) 発達の段階, 興味・関心について考慮されているか。 (2) 補充的な学習, 発展的な学習について配慮されているか。</p> <p>【大観点3 <u>構成</u>・配列等について】 小観点 (1) 構成, 配列, 系統性について配慮されているか。 (2) 他教科等との関連について配慮されているか。</p> <p><u>【大観点4 上記以外の特徴点について】</u> <u>小観点</u> <u>(1) ユニバーサルデザイン化の視点について配慮されているか。</u> <u>(2) その他の特徴点は何か。</u></p>

種目(社会)

県の観点	河内探採地区教科用図書採択協議会の観点(案)
<p>【大観点1 内容について】 小観点 (1) 学習指導要領に示された目標・内容について配慮されているか。 ①地域社会(市町)の社会的事象 (第3学年) ②地域社会(県)の社会的事象 (第4学年) ③我が国の国土と産業 (第5学年) ④我が国の政治、歴史及び国際理解 (第6学年)</p> <p>(2) 主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習及び指導ができるよう配慮されているか。</p> <p>(3) 挿絵、写真、図表、グラフ等は、内容に対応した適切なものであるか。</p> <p>【大観点2 程度・選択・取扱について】 小観点 (1) 発達の段階、興味・関心について考慮されているか。 (2) 補充的な学習、発展的な学習について配慮されているか。</p> <p>【大観点3 組織・配列等について】 小観点 (1) 構成、配列、系統性について配慮されているか。 (2) 他教科等との関連について配慮されているか。</p>	<p>【大観点1 内容について】 小観点 (1) 学習指導要領に示された目標<u>及び</u>内容について配慮されているか。 ①地域社会(市町)の社会的事象 (第3学年) ②地域社会(県)の社会的事象 (第4学年) ③我が国の国土と産業 (第5学年) ④我が国の政治、歴史及び国際理解 (第6学年)</p> <p>(2) 主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習及び指導ができるよう配慮されているか。</p> <p>(3) 挿絵、写真、図表、グラフ等は、内容に対応した適切なものであるか。</p> <p>【大観点2 程度・選択・取扱について】 小観点 (1) 発達の段階、興味・関心について考慮されているか。 (2) 補充的な学習、発展的な学習について配慮されているか。</p> <p>【大観点3 構成・配列等について】 小観点 (1) 構成、配列、系統性について配慮されているか。 (2) 他教科等との関連について配慮されているか。</p> <p>【大観点4 上記以外の特徴点について】 小観点 <u>(1) ユニバーサルデザイン化の視点について配慮されているか。</u> <u>(2) その他の特徴点は何か。</u></p>

種目(地図)

県の観点	河内採択地区教科用図書採択協議会の観点(案)
<p>【大観点1 内容について】 小観点 (1) 学習指導要領に示された目標・内容について配慮されているか。 ①我が国や世界の国々の自然の様子 ②我が国や世界の国々の産業の様子 ③我が国や世界の国々の人々の生活の様子 ④我が国と世界の国々との関わり (2) 主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習及び指導ができるよう配慮されているか。 (3) 挿絵、写真、図表、グラフ等は、内容に対応した適切なものであるか。</p> <p>【大観点2 程度・選択・取扱について】 小観点 (1) 発達の段階、興味・関心について考慮されているか。 (2) 補充的な学習、発展的な学習について配慮されているか。</p> <p>【大観点3 組織・配列等について】 小観点 (1) 構成、配列、系統性について配慮されているか。 (2) 他教科等との関連について配慮されているか。</p>	<p>【大観点1 内容について】 小観点 (1) 学習指導要領に示された目標及び内容について配慮されているか。 ①我が国や世界の国々の自然の様子 ②我が国や世界の国々の産業の様子 ③我が国や世界の国々の人々の生活の様子 ④我が国と世界の国々との関わり (2) 主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習及び指導ができるよう配慮されているか。 (3) 挿絵、写真、図表、グラフ等は、内容に対応した適切なものであるか。</p> <p>【大観点2 程度・選択・取扱について】 小観点 (1) 発達の段階、興味・関心について考慮されているか。 (2) 補充的な学習、発展的な学習について配慮されているか。</p> <p>【大観点3 構成・配列等について】 小観点 (1) 構成、配列、系統性について配慮されているか。 (2) 他教科等との関連について配慮されているか。</p> <p>【大観点4 上記以外の特徴点について】 小観点 <u>(1) ユニバーサルデザイン化の視点について配慮されているか。</u> <u>(2) その他の特徴点は何か。</u></p>

種目(算数)

県の観点	河内探採地区教科用図書採択協議会の観点(案)
<p>【大観点1 内容について】 小観点 (1) 学習指導要領に示された目標・内容について配慮されているか。 ①数量や図形などについての基礎的・基本的な知識及び技能を習得させること ②問題解決に必要な数学的な思考力・判断力・表現力を育成すること ③算数で学んだことを生活や学習に活用すること (2) 主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習及び指導ができるよう配慮されているか。 (3) 図、表、式、グラフ、挿絵などは、ねらいの達成に適切か。</p> <p>【大観点2 程度・選択・取扱について】 小観点 (1) 発達の段階、興味・関心について考慮されているか。 (2) 補充的な学習、発展的な学習について配慮されているか。</p> <p>【大観点3 組織・配列等について】 小観点 (1) 構成、配列、系統性について配慮されているか。 (2) 他教科等との関連について配慮されているか。</p>	<p>【大観点1 内容について】 小観点 (1) 学習指導要領に示された目標<u>及び</u>内容について配慮されているか。 ①数量や図形などについての基礎的・基本的な知識及び技能を習得させること ②問題解決に必要な数学的な思考力・判断力・表現力を育成すること ③算数で学んだことを生活や学習に活用すること (2) 主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習及び指導ができるよう配慮されているか。 (3) 図、表、式、グラフ、挿絵などは、ねらいの達成に適切か。</p> <p>【大観点2 程度・選択・取扱について】 小観点 (1) 発達の段階、興味・関心について考慮されているか。 (2) 補充的な学習、発展的な学習について配慮されているか。</p> <p>【大観点3 <u>構成</u>・配列等について】 小観点 (1) 構成、配列、系統性について配慮されているか。 (2) 他教科等との関連について配慮されているか。</p> <p><u>【大観点4 上記以外の特徴点について】</u> <u>小観点</u> <u>(1) ユニバーサルデザイン化の視点について配慮されているか。</u> <u>(2) その他の特徴点は何か。</u></p>

種目(理科)

県の観点	河内探採地区教科用図書採採協議会の観点(案)
<p>【大観点1 内容について】 小観点 (1) 学習指導要領に示された目標・内容について配慮されているか。 ①自然の事物・現象についての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにすること ②問題解決の力を養うこと ③自然を愛する心情や主体的に問題解決しようとする態度を養うこと (2) 主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習及び指導ができるよう配慮されているか。</p> <p>【大観点2 程度・選択・取扱について】 小観点 (1) 発達の段階、興味・関心について考慮されているか。 (2) 補充的な学習、発展的な学習について配慮されているか。 (3) 学習を安全に行う上での配慮がされているか。</p> <p>【大観点3 組織・配列等について】 小観点 (1) 構成、配列、系統性について配慮されているか。 (2) 他教科等との関連について配慮されているか。</p>	<p>【大観点1 内容について】 小観点 (1) 学習指導要領に示された目標<u>及び</u>内容について配慮されているか。 ①自然の事物・現象についての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにすること ②問題解決の力を養うこと ③自然を愛する心情や主体的に問題解決しようとする態度を養うこと (2) 主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習及び指導ができるよう配慮されているか。</p> <p>【大観点2 程度・選択・取扱について】 小観点 (1) 発達の段階、興味・関心について考慮されているか。 (2) 補充的な学習、発展的な学習について配慮されているか。 (3) 学習を安全に行う上での配慮がされているか。</p> <p>【大観点3 <u>構成</u>・配列等について】 小観点 (1) 構成、配列、系統性について配慮されているか。 (2) 他教科等との関連について配慮されているか。</p> <p><u>【大観点4 上記以外の特徴点について】</u> <u>小観点</u> <u>(1) ユニバーサルデザイン化の視点について配慮されているか。</u> <u>(2) その他の特徴点は何か。</u></p>

種目(生活)

県の観点	河内探採地区教科用図書採択協議会の観点(案)
<p>【大観点1 内容について】 小観点 (1) 学習指導要領に示された目標・内容について配慮されているか。 ①学校、家庭及び地域の生活に関すること ②身近な人々、社会及び自然と関わる活動に関すること ③自分自身の生活や成長に関すること (2) 主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習及び指導ができるよう配慮されているか。 (3) 地域の実態に応じる配慮がされているか。</p> <p>【大観点2 程度・選択・取扱について】 小観点 (1) 発達の段階、興味・関心について考慮されているか。 (2) 補充的な学習、発展的な学習について配慮されているか。</p> <p>【大観点3 組織・配列等について】 小観点 (1) 構成、配列、系統性について配慮されているか。 (2) 他教科等との関連について配慮されているか。</p>	<p>【大観点1 内容について】 小観点 (1) 学習指導要領に示された目標及び内容について配慮されているか。 ①学校、家庭及び地域の生活に関すること ②身近な人々、社会及び自然と関わる活動に関すること ③自分自身の生活や成長に関すること (2) 主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習及び指導ができるよう配慮されているか。 (3) 地域の実態に応じる配慮がされているか。</p> <p>【大観点2 程度・選択・取扱について】 小観点 (1) 発達の段階、興味・関心について考慮されているか。 (2) 補充的な学習、発展的な学習について配慮されているか。</p> <p>【大観点3 構成・配列等について】 小観点 (1) 構成、配列、系統性について配慮されているか。 (2) 他教科等との関連について配慮されているか。</p> <p><u>【大観点4 上記以外の特徴点について】</u> <u>小観点</u> <u>(1) ユニバーサルデザイン化の視点について配慮されているか。</u> <u>(2) その他の特徴点は何か。</u></p>

種目(音楽)

県の観点	河内探採地区教科用図書採択協議会の観点(案)
<p>【大観点1 内容について】 小観点 (1) 学習指導要領に示された目標・内容について配慮されているか。 ①歌唱に関すること ②器楽に関すること ③音楽づくりに関すること ④鑑賞に関すること ⑤〔共通事項〕に関すること (2) 主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習及び指導ができるよう配慮されているか。</p> <p>【大観点2 程度・選択・取扱について】 小観点 (1) 発達の段階、興味・関心について考慮されているか。 (2) 補充的な学習、発展的な学習について配慮されているか。</p> <p>【大観点3 組織・配列等について】 小観点 (1) 構成、配列、系統性について配慮されているか。 (2) 他教科等との関連について配慮されているか。</p>	<p>【大観点1 内容について】 小観点 (1) 学習指導要領に示された目標及び内容について配慮されているか。 ①歌唱に関すること ②器楽に関すること ③音楽づくりに関すること ④鑑賞に関すること ⑤〔共通事項〕に関すること (2) 主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習及び指導ができるよう配慮されているか。</p> <p>【大観点2 程度・選択・取扱について】 小観点 (1) 発達の段階、興味・関心について考慮されているか。 (2) 補充的な学習、発展的な学習について配慮されているか。</p> <p>【大観点3 構成・配列等について】 小観点 (1) 構成、配列、系統性について配慮されているか。 (2) 他教科等との関連について配慮されているか。</p> <p><u>【大観点4 上記以外の特徴点について】</u> <u>小観点</u> <u>(1) ユニバーサルデザイン化の視点について配慮されているか。</u> <u>(2) その他の特徴点は何か。</u></p>

種目(図画工作)

県の観点	河内探採地区教科用図書採択協議会の観点(案)
<p>【大観点1 内容について】 小観点 (1) 学習指導要領に示された目標・内容について配慮されているか。 ①造形遊びをすること ②絵や立体, 工作に表すること ③鑑賞すること ④〔共通事項〕に関すること (2) 主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習及び指導ができるよう配慮されているか。</p> <p>【大観点2 程度・選択・取扱について】 小観点 (1) 発達の段階, 興味・関心について考慮されているか。 (2) 補充的な学習, 発展的な学習について配慮されているか。 (3) 学習を安全に行う上での配慮がされているか。</p> <p>【大観点3 組織・配列等について】 小観点 (1) 構成, 配列, 系統性について配慮されているか。 (2) 他教科等との関連について配慮されているか。</p>	<p>【大観点1 内容について】 小観点 (1) 学習指導要領に示された目標及び内容について配慮されているか。 ①造形遊びをすること ②絵や立体, 工作に表すること ③鑑賞すること ④〔共通事項〕に関すること (2) 主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習及び指導ができるよう配慮されているか。</p> <p>【大観点2 程度・選択・取扱について】 小観点 (1) 発達の段階, 興味・関心について考慮されているか。 (2) 補充的な学習, 発展的な学習について配慮されているか。 (3) 学習を安全に行う上での配慮がされているか。</p> <p>【大観点3 構成・配列等について】 小観点 (1) 構成, 配列, 系統性について配慮されているか。 (2) 他教科等との関連について配慮されているか。</p> <p>【大観点4 上記以外の特徴点について】 小観点 <u>(1) ユニバーサルデザイン化の視点について配慮されているか。</u> <u>(2) その他の特徴点は何か。</u></p>

種目(家庭)

県の観点	河内採択地区教科用図書採択協議会の観点(案)
<p>【大観点1 内容について】 小観点 (1) 学習指導要領に示された目標・内容について配慮されているか。 A 家族・家庭生活 B 衣食住の生活 C 消費生活・環境 (2) 主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習及び指導ができるよう配慮されているか。 (3) 地域の実態に応じる配慮がされているか。 (4) 社会の変化に対応できるよう配慮されているか。</p> <p>【大観点2 程度・選択・取扱について】 小観点 (1) 発達の段階、興味・関心について考慮されているか。 (2) 補充的な学習、発展的な学習について配慮されているか。 (3) 学習を安全に行う上での配慮がされているか。</p> <p>【大観点3 組織・配列等について】 小観点 (1) 構成、配列、系統性について配慮されているか。 (2) 他教科等との関連について配慮されているか。 (3) 学校の施設・設備の実情について配慮されているか。</p>	<p>【大観点1 内容について】 小観点 (1) 学習指導要領に示された目標<u>及び</u>内容について配慮されているか。 A 家族・家庭生活 B 衣食住の生活 C 消費生活・環境 (2) 主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習及び指導ができるよう配慮されているか。 (3) 地域の実態に応じる配慮がされているか。 (4) 社会の変化に対応できるよう配慮されているか。</p> <p>【大観点2 程度・選択・取扱について】 小観点 (1) 発達の段階、興味・関心について考慮されているか。 (2) 補充的な学習、発展的な学習について配慮されているか。 (3) 学習を安全に行う上での配慮がされているか。</p> <p>【大観点3 <u>構成</u>・配列等について】 小観点 (1) 構成、配列、系統性について配慮されているか。 (2) 他教科等との関連について配慮されているか。 (3) 学校の施設・設備の実情について配慮されているか。</p> <p><u>【大観点4 上記以外の特徴点について】</u> <u>小観点</u> <u>(1) ユニバーサルデザイン化の視点について配慮されているか。</u> <u>(2) その他の特徴点は何か。</u></p>

種目(保健)

県の観点	河内採択地区教科用図書採択協議会の観点(案)
<p>【大観点1 内容について】 小観点 (1) 学習指導要領に示された目標・内容について配慮されているか。 [3・4年生] ①健康な生活 ②体の発育・発達 [5・6年生] ①心の健康 ②けがの防止 ③病気の予防 (2) 主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習及び指導ができるよう配慮されているか。 (3) 社会の変化に伴う諸課題につて配慮されているか。</p> <p>【大観点2 程度・選択・取扱について】 小観点 (1) 発達の段階、興味・関心について考慮されているか。 (2) 補充的な学習、発展的な学習について配慮されているか。</p> <p>【大観点3 組織・配列等について】 小観点 (1) 構成、配列、系統性について配慮されているか。 (2) 他教科等との関連について配慮されているか。</p>	<p>【大観点1 内容について】 小観点 (1) 学習指導要領に示された目標<u>及び</u>内容について配慮されているか。 [3・4年生] ①健康な生活 ②体の発育・発達 [5・6年生] ①心の健康 ②けがの防止 ③病気の予防 (2) 主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習及び指導ができるよう配慮されているか。 (3) 社会の変化に伴う諸課題につて配慮されているか。</p> <p>【大観点2 程度・選択・取扱について】 小観点 (1) 発達の段階、興味・関心について考慮されているか。 (2) 補充的な学習、発展的な学習について配慮されているか。</p> <p>【大観点3 <u>構成</u>・配列等について】 小観点 (1) 構成、配列、系統性について配慮されているか。 (2) 他教科等との関連について配慮されているか。</p> <p><u>【大観点4 上記以外の特徴点について】</u> <u>小観点</u> <u>(1) ユニバーサルデザイン化の視点について配慮されているか。</u> <u>(2) その他の特徴点は何か。</u></p>

種目(外国語)

県の観点	河内採択地区教科用図書採択協議会の観点(案)
<p>【大観点1 内容について】 小観点 (1) 学習指導要領に示された目標・内容について配慮されているか。 ①外国語の音声や文字, 語彙, 表現, 文構造, 言語の働きなどを理解し, 実際のコミュニケーションの中で活用できる基礎的な技能を身に付けること ②コミュニケーションを行う目的や場面, 状況などに応じて, 表現し, 伝え合う基礎的な力を養うこと ③外国語の背景にある文化に対する理解を深め, 主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を養うこと (2) 主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習及び指導ができるよう配慮されているか。</p> <p>【大観点2 程度・選択・取扱について】 小観点 (1) 発達の段階, 興味・関心について考慮されているか。 (2) 補充的な学習, 発展的な学習について配慮されているか。</p> <p>【大観点3 組織・配列等について】 小観点 (1) 構成, 配列, 系統性について配慮されているか。 (2) 他教科等との関連について配慮されているか。</p>	<p>【大観点1 内容について】 小観点 (1) 学習指導要領に示された目標及び内容について配慮されているか。 ①外国語の音声や文字, 語彙, 表現, 文構造, 言語の働きなどを理解し, 実際のコミュニケーションの中で活用できる基礎的な技能を身に付けること ②コミュニケーションを行う目的や場面, 状況などに応じて, 表現し, 伝え合う基礎的な力を養うこと ③外国語の背景にある文化に対する理解を深め, 主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を養うこと (2) 主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習及び指導ができるよう配慮されているか。</p> <p>【大観点2 程度・選択・取扱について】 小観点 (1) 発達の段階, 興味・関心について考慮されているか。 (2) 補充的な学習, 発展的な学習について配慮されているか。</p> <p>【大観点3 構成・配列等について】 小観点 (1) 構成, 配列, 系統性について配慮されているか。 (2) 他教科等との関連について配慮されているか。</p> <p>【大観点4 上記以外の特徴点について】 小観点 <u>(1) ユニバーサルデザイン化の視点について配慮されているか。</u> <u>(2) その他の特徴点は何か。</u></p>

種目(道徳)

<p style="text-align: center;">県の観点</p>	<p style="text-align: center;">河内探採地区教科用図書採採協議会の観点(案)</p>
<p>【大観点1 内容について】 小観点 (1) 学習指導要領に示された目標・内容について配慮されているか。 A 主として自分自身に関すること B 主として人との関わりに関すること C 主として集団や社会との関わりに関すること D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること (2) 主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習及び指導ができるよう配慮されているか。 (3) 多様な題材を教材とすることについて配慮されているか。</p> <p>【大観点2 程度・選択・取扱について】 小観点 (1) 発達の段階、興味・関心について考慮されているか。 (2) 問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習の取扱いについて配慮されているか。</p> <p>【大観点3 組織・配列等について】 小観点 (1) 構成、配列、系統性について配慮されているか。 (2) 他教科等との関連について配慮されているか。</p>	<p>【大観点1 内容について】 小観点 (1) 学習指導要領に示された目標及び内容について配慮されているか。 A 主として自分自身に関すること B 主として人との関わりに関すること C 主として集団や社会との関わりに関すること D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること (2) 主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習及び指導ができるよう配慮されているか。 (3) 多様な題材を教材とすることについて配慮されているか。</p> <p>【大観点2 程度・選択・取扱について】 小観点 (1) 発達の段階、興味・関心について考慮されているか。 (2) 問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習の取扱いについて配慮されているか。</p> <p>【大観点3 構成・配列等について】 小観点 (1) 構成、配列、系統性について配慮されているか。 (2) 他教科等との関連について配慮されているか。</p> <p>【大観点4 上記以外の特徴点について】 小観点 <u>(1) ユニバーサルデザイン化の視点について配慮されているか。</u> <u>(2) その他の特徴点は何か。</u></p>

種目(小学校特別支援学級)

<p style="text-align: center;">県の観点</p>	<p style="text-align: center;">河内探択地区教科用図書探択協議会の観点(案)</p>
<p>【大観点1 内容について】 小観点 (1) 学習指導要領に示す目標内容に適合しているか。 (2) 児童の生活に役立つか。 (3) 地域の実態や学校の実情に応じる幅があるか。</p> <p>【大観点2 程度・選択・取扱について】 小観点 (1) 発達の段階等に適応しているか。 (2) 児童の個人差や能力差, 興味・関心に応じた指導への配慮があるか。</p> <p>【大観点3 組織・配列等について】 小観点 (1) 全体としての構成, 配列は, 適切か。 (2) 内容の分量, 区分は適切か。 (3) 系統性, 発展性が考慮されているか。 (4) 他教科, 他領域との関連が配慮されているか。</p> <p>【大観点4 特徴点について】 小観点 (1) 文章表現は平易で明瞭であるか。 (2) 文字の大きさや色彩, 挿し絵や写真等は適切か。 (3) 装丁や製本, 紙質は適切か。 (4) その他</p>	<p>【大観点1 内容について】 小観点 (1) 学習指導要領に示す目標<u>及び</u>内容に<u>照らし合わせて適切か。</u> (2) 児童の生活に役立つか。 (3) 地域の実態や学校の実情に応じる幅があるか。</p> <p>【大観点2 程度・選択・取扱について】 小観点 (1) 発達の段階等に適応しているか。 (2) 児童の個人差や能力差, 興味・関心に応じた指導への配慮があるか。</p> <p>【大観点3 構成・配列等について】 小観点 (1) 全体としての構成, 配列は, 適切か。 (2) 内容の分量, 区分は適切か。 (3) 系統性, 発展性が考慮されているか。 (4) 他教科, 他領域との関連が配慮されているか。</p> <p>【大観点4 特徴点について】 小観点 (1) 文章表現は平易で明瞭であるか。 (2) 文字の大きさや色彩, 挿し絵や写真等は適切か。 (3) 装丁や製本, 紙質は適切か。 (4) その他</p>

種目(中学校特別支援学級)

県の観点	河内探択地区教科用図書探択協議会の観点(案)
<p>【大観点1 内容について】 小観点 (1) 学習指導要領に示す目標内容に適合しているか。 (2) 生徒の生活に役立つか。 (3) 地域の実態や学校の実情に応じる幅があるか。</p> <p>【大観点2 程度・選択・取扱について】 小観点 (1) 発達の段階等に適応しているか。 (2) 生徒の個人差や能力差, 興味・関心に応じた指導への配慮があるか。</p> <p>【大観点3 組織・配列等について】 小観点 (1) 全体としての構成, 配列は, 適切か。 (2) 内容の分量, 区分は適切か。 (3) 系統性, 発展性が考慮されているか。 (4) 他教科, 他領域との関連が配慮されているか。</p> <p>【大観点4 特徴点について】 小観点 (1) 文章表現は平易で明瞭であるか。 (2) 文字の大きさや色彩, 挿し絵や写真等は適切か。 (3) 装丁や製本, 紙質は適切か。 (4) その他</p>	<p>【大観点1 内容について】 小観点 (1) 学習指導要領に示す目標<u>及び</u>内容に<u>照らし合わせて適切か</u>。 (2) 生徒の生活に役立つか。 (3) 地域の実態や学校の実情に応じる幅があるか。</p> <p>【大観点2 程度・選択・取扱について】 小観点 (1) 発達の段階等に適応しているか。 (2) 生徒の個人差や能力差, 興味・関心に応じた指導への配慮があるか。</p> <p>【大観点3 構成・配列等について】 小観点 (1) 全体としての構成, 配列は, 適切か。 (2) 内容の分量, 区分は適切か。 (3) 系統性, 発展性が考慮されているか。 (4) 他教科, 他領域との関連が配慮されているか。</p> <p>【大観点4 特徴点について】 小観点 (1) 文章表現は平易で明瞭であるか。 (2) 文字の大きさや色彩, 挿し絵や写真等は適切か。 (3) 装丁や製本, 紙質は適切か。 (4) その他</p>

令和 5 年度 教科用図書採択事務について (令和 6 年度使用教科用図書採択)

1 採択の権限

- 市町村立の義務教育諸学校については、各市町村の教育委員会が採択を行う。
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 項)

2 令和 6 年度用採択対象について

- 小学校用教科書において、令和 6 年度から使用する各教科の教科書の採択を行う。
- 中学校用教科書においては、令和 5 年度と同一の教科書を採択しなければならない。
- 特別支援学級（小・中学校）においては、学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書（附則 9 条図書）の採択を行う。

(参考)

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」

(同一教科用図書を採択する期間)

第 14 条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」

(同一教科用図書を採択する期間)

第 15 条 法第 14 条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4 年とする。

「学校教育法附則」

第 9 条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第 34 条第 1 項（第 49 条、第 62 条、第 70 条第 1 項及び第 82 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第 34 条第 1 項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

3 採択地区

- 宇都宮市，上三川町で共同採択地区協議会を構成する。
- 共同採択地区（河内採択地区）内では、採択地区協議会の結果に基づき、同一の教科用図書を採択しなければならない。

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」

第 13 条第 4 項 第 1 項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町存立の小学校及び中学校において使用する教科用図書について協議を行うための協議会（次項及び第 17 条において「採択地区協議会」という。）を設けなければならない。

第 5 項 前項の場合において、当該採択地区内の市町村教育委員会は、採択地区協議会の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

4 採択事務の流れ

主な流れ	小・中学校特別支援学級
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>4月24日(月) 教育委員会(連絡事項)</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>事務局, 助言者及び 書記の委嘱</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>5月23日(火) 教育委員会(審議)</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>協議会委員の委嘱</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>調査員の委嘱</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>教科書閲覧</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>河内採択地区教科用図書採択 協議会調査員会</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>協議会委員に資料送付</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>7月12日(水), 13日(木) 河内採択地区 教科用図書採択協議会 (公開)</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>教育委員に資料送付</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>7月24日(月) 教育委員会(公開)</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>資料, 議事録等の情報の公表</p> </div>	<p>①【採択事務の手順, 採択地区協議会委員構成についての説明】 ②【教育委員から協議会委員候補者(2名)の選出】</p> <p>・【採択の基本方針, 採択地区協議会委員, 調査員会の設置, 調査の観点等についての説明・審議・承認】</p> <p>・小学校各教科, 特別支援の教科用図書について調査研究を実施し, 調査研究資料を作成</p> <p>①【会議の公開, 採択手順・規約・調査の観点の確認】 協議会委員 宇都宮市教育長, 上三川町教育長 教育委員 : 宇都宮市(2名), 上三川町(2名) 学識経験者: 宇都宮市(2名) 保護者代表: 宇都宮市(1名), 上三川町(1名) 校長会代表: 宇都宮市(小中各1名), 上三川町(小中各1名) 小中教研代表: 宇都宮市(小中各1名), 上三川町(小中各1名)</p> <p>②【説明員(調査員代表)が調査研究結果を説明し, 協議会委員が教科書を閲覧後, 選定】</p> <p>【河内採択地区教科用図書採択協議会の選定をもとに宇都宮市, 上三川町が同一の教科用図書を採択】</p>

議案第18号

宇都宮市教育支援委員会への諮問について
宇都宮市教育支援委員会へ、次のように諮問する。
令和5年5月23日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

宇都宮市教育支援委員会委員長 様

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

障がいのある幼児・児童・生徒の適正な就学について（諮問）

障がいのある幼児・児童・生徒が充実した学校生活を送れるよう、より専門的な視点からそれぞれの幼児・児童・生徒にとって教育上必要な支援の内容、その他適正な就学先について調査審議していただきたく諮問いたします。

記

1 対象者

令和6年度小学校入学予定者及び小中学校在籍児童生徒のうち、教育支援委員会での適正な就学先に関する検討を必要とする者

2 開催回数

令和5年7月から12月までの期間に8回開催する。

（提案の理由）

障がいのある幼児・児童・生徒の教育上必要な支援の内容、その他適正な就学について諮問するものです。

参照 宇都宮市附属機関に関する条例第2条

報告第30号

令和6年二十歳を祝う成人のつどいについて

令和6年二十歳を祝う成人のつどいについて、次のように報告する。

令和5年5月23日提出

宇都宮市教育委員会

教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

令和6年「宇都宮市二十歳を祝う成人のつどい」開催概要について

◎ 趣旨

令和6年宇都宮市二十歳を祝う成人のつどいの開催概要について説明するもの

1 目的

宇都宮市二十歳を祝う成人のつどいは、二十歳という年齢の節目を、全市をあげて祝い励まし、成人としての意識を醸成する機会にするとともに、宇都宮への愛着を深め、地域社会の一員としての自覚や地域に育てられたことへの感謝の気持ちを持てるようになるなど、地域の人から学び、地域へ繋がることのできるような教育的意義のある事業となるよう取り組んでいく。

2 主催・実施機関

主 催 宇都宮市・宇都宮市教育委員会

実施機関 宇都宮市二十歳を祝う成人のつどい各中学校区会場実施委員会

3 概要

開催日	令和6年1月7日（日）
開催時間	午前開催 式 典 午前10時～10時20分 地域交流事業 午前10時20分～
	午後開催 式 典 午後2時～2時20分 地域交流事業 午後2時20分～
実施内容	式 典 … 二十歳の節目を全市をあげて祝い励ます内容 地域交流事業 … 地域の特性を活かした事業
会場	25中学校区ごとの会場 8施設 別紙 会場（案）のとおり
該当者 ※	平成15年4月2日から平成16年4月1日の間に生まれた、本市住民基本台帳に登載されている者 ※ 本市出身者で市外に転出した等、本市での出席を希望するものも対象とする。

4 昨年度からの変更点

- ・ライトキューブで開催する中学校区を昨年度の4校から9校に増加。
- ・基本的に中学校区域に近い会場を設定し、その他、会場の定員数や施設との関係を考慮し、会場を設定した。

5 その他

- ・新型コロナウイルス感染症対策については、国等の方針に基づき実施する。

6 今後のスケジュール

- | | |
|-------|---------------------------|
| 5月下旬 | 市ホームページで日程・会場を公開 |
| 6月1日 | 「広報うつのみや6月号」に日程・会場を掲載 |
| 8月～9月 | 各中学校区で実施委員会を開催 |
| 11月1日 | 「広報うつのみや11月号」に案内状発送について掲載 |
| 11月中旬 | 新成人に対して案内状送付 |

令和6年宇都宮市二十歳を祝う成人のつどい 会場（案）

開催日	令和6年1月7日（日）	
開催時間	午前開催	午後開催
	受付	午後1時30分～2時
	式典等	午後2時～

中学校区など	卒業生数	推定出席者数	会場	
			午前開催	午後開催
一条中学校区	152	118		ライトキューブ （1階 大ホール西）
陽北中学校区 栃木県立のざわ特別支援学校 栃木県立わかさ特別支援学校	197	155		ホテル東日本宇都宮 （3階 大和 東・南）
旭中学校区	171	128	ライトキューブ （1階 大ホール西）	
陽南中学校区	308	242	ベルヴィ宇都宮 （4階 ヴァーグデリス）	
陽西中学校区 作新学院中等部 宇都宮短期大学附属中学校 文星芸術大学附属中学校 栃木県立盲学校 栃木県立聾学校 宇都宮大学教育学部附属特別支援学校	431	344		ライトキューブ （1階 大ホール東）
星が丘中学校区	226	185	東武ホテルグランデ （6階 龍田）	
陽東中学校区 宇都宮東高等学校附属中学校	383	313	ライトキューブ （3階 中ホール）	
泉が丘中学校区	243	192		ライトキューブ （3階 中ホール）
宮の原中学校区	220	174	ライトキューブ （1階 大ホール東）	
清原中学校区 宇都宮海星女子学院中学校	251	195		ライトキューブ （2階 大会議室201）
横川中学校区	176	143		コトノー （アルル）
瑞穂野中学校区	98	76	コトノー （アルル）	
豊郷中学校区	180	155	ホテル東日本宇都宮 （3階 大和 東・南）	
国本中学校区	132	107		ホテル東日本宇都宮 （3階 大和 西）
城山中学校区	99	76		コンセーレ （1階 大ホール）
晃陽中学校区 栃木県立富屋特別支援学校	61	64	コンセーレ （1階 大ホール）	
姿川中学校区	240	193	ホテルニューイタヤ （本館3階 天平の間）	
雀宮中学校区	195	159	ホテルニューイタヤ （南館4階 桜の間）	
鬼怒中学校区	153	125	ライトキューブ （2階 大会議室201）	
宝木中学校区 宇都宮大学教育学部附属中学校	291	227		東武ホテルグランデ （6階 龍田）
若松原中学校区	222	174		ベルヴィ宇都宮 （4階 ヴァーグデリス）
上河内中学校区	71	59	ライトキューブ （2階 大会議室202）	
古里中学校区	133	109	ホテル東日本宇都宮 （3階 大和 西）	
田原中学校区	109	90		ホテル東日本宇都宮 （3階 日光）
河内中学校区 栃木県立岡本特別支援学校	143	118	ホテル東日本宇都宮 （3階 日光）	
合計	4,885	3,921	14会場	11会場